

発展を目指す企業家のための経営指南役

No.516

平成21年 5月11日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人 事

“3時のおやつ”タイムの効果 ルールやマナーも忘れずに

今、就業中の小休止の時間帯で、菓子などの間食を摂る社員が増えている。かつての男性が缶コーヒーやタバコで息抜きし、女性社員が“お茶くみ”をしてくれるという風習がなくなってきており、男性が自分で用意する傾向にある。

背景にあるものには、男女平等や派遣社員等雇用形態の変化や労働時間のコスト意識の徹底、出張の経費節減で土産を買って帰る習慣も減ったことなどが挙げられる。代わって給茶機やコーヒーメーカーが定着し、置き菓子機も増え、ビジネスとしても注目されている。

おやつの効果には見過ごせないものがある。午後3～4時の脳が疲れてくる時間帯には、菓子やバナナ、みかんなどが血糖値を上げる役目を果たし、一口大のチョコレートであれば、カロリー摂りすぎを防ぐことができる。また、小休止タイムは社員同士のコミュニケーション機会を増やし、人間関係づくりの場にもなる。その他の効果には、残業でのストレス解消、リラックス効果、禁煙中にすぎることなどがある。

そうはいつでもおやつタイムは就業時間内のため注意が必要になる。就業規則にまでは明記されないが「小休止時間に限る」「就業中間食禁止」「所定外時間可」「ペットボトル可(水・お茶)」などと対応は各社各様。ルール以前にマナーとして煎餅など音がするものや匂いがするものは避け、食べながら大声で話す、食べカスやプラスチック系包装紙の不始末など、勤務中であることを忘れないことは大原則である。

税務会計

相続税の納税猶予特例に経過措置 自社株式の10%減額等も適用対象

過去に贈与された非上場株式等について、その贈与税の申告に際し10%減額措置や相続時精算課税制度の特例を適用している場合、2009年度税制改正においては、経過措置として、非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例の適用が受けられること可能となった。

適用要件の一つとして、2010年3月31日までに「非上場株式等に係る相続税の納税猶予に関する届出書」を税務署に提出することがある。届出書の提出期限を過ぎると、贈与者の死亡に係る相続税の申告にあたり、過去に贈与により取得した株式等だけでなく、相続等により取得した同一会社の株式等についても納税猶予の特例の適用ができなくなるので注意が必要になる。

加えて、贈与を受けた人が、非上場株式等の贈与を受けたときから贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの一定期間に、その非上場株式等に係る会社の役員等であったこと、また、過去に贈与された非上場株式等のうち、同特例を受ける選択をした非上場株式等のすべてを、引き続き保有していることも要件である。

なお、過去に贈与された非上場株式等について、相続時精算課税の特例の適用を受けている場合には、受贈者が、確認日の翌日から2月を経過する日までに、一定の確認書を提出していることが必要になる。確認日とは、同相続時精算課税の特例の適用をした年の翌年3月15日から4年を経過する日(その前に受贈者や贈与者が死亡した場合は、その死亡の日)をいう。

今週のキーワード

置き菓子

置き菓子ビジネスは、江崎グリコが2002年に始めたのが最初。無人販売方式で高さ・幅が1mに満たない専用のボックス内に1個100円の菓子を入れて置き、代金もボックス内に投入し、設置する企業の手間や負担はゼロ。電通消費者センター調べでは、職場でおやつを「よく食べる」は27.7%、「ときどき食べる」は61.2%。性別では女性が多いようだが、グリコは男性利用者が70%。ボックス設置数は08年で10万個、年間売上高30億円。森永乳業、千趣会など異業種も進出。